

郵便による転出届

令和 年 月 日

転出証明書を紛失などの理由で再交付申請される方は口にレを記入してください→ 再交付申請

異動(予定)年月日 (新しい住所へ住み始めた日)	令和 年 月 日	昼間に連絡のつ く電話番号	—	—
新しい住所	(建物・アパート名)			
今までの住所	(建物・アパート名)			
転出した(する)人の氏名		生年月日	性別	
		西暦・大・昭・平・令 .	男・女	
		西暦・大・昭・平・令 .	男・女	
		西暦・大・昭・平・令 .	男・女	
		西暦・大・昭・平・令 .	男・女	
マイナンバーカード(または住基カード)の所有についてお聞きます ※当てはまる方にレを記入してください				
<input type="checkbox"/> カードを 持っていない	【転出届の方法】 ①この転出届、②本人確認書類(運転免許証など)の写し、③返信用封筒(切手も必要)を都城市役所市民課へ送付してください。 【転入届の方法】 転出処理が終わりましたら、返信用封筒にて「転出証明書」を送付しますので、受け取り後、すみやかに転入先自治体の窓口へ持参し、転入届を行ってください。			
<input type="checkbox"/> カードを 持っている	【転出届の方法】 ①この転出届、②本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)の写しを都城市役所市民課へ送付してください。 【転入届の方法】 転出処理が終わりましたら、こちらから電話又は文書にてお知らせします。その後、転入先自治体の窓口でマイナンバーカード(または住基カード)を提示し、転入届を行ってください。 <u>以下に該当する方は、転入先自治体の窓口で紙の「転出証明書」が必要です。</u> ①この転出届、②本人確認書類(運転免許証など)の写し、③返信用封筒(切手も必要)を都城市役所市民課へ送付してください。 <input type="checkbox"/> 紛失やその他やむを得ない理由等で、転入先自治体の窓口でカードを提示することができない <input type="checkbox"/> 異動年月日(新しい住所へ住み始めた日)から14日以上経過している ※異動年月日から14日以内に転入先自治体で転入届を提出する決まりがあります <input type="checkbox"/> カードの有効期限が切れている ※電子証明書の有効期限ではなくカード自体の有効期限を確認してください			

【お問い合わせ・送付先】 〒885-8555 宮崎県都城市姫城町6街区21号
 都城市役所 市民課 住民記録担当 TEL0986-23-2128